

## 水道料金の改定について

### 1. 経営審議会での審議から料金改定までの経過

- (1) 市長への意見書提出（平成 30 年 8 月 31 日）【資料 1-2】
- (2) 議員協議会での説明（平成 30 年 9 月 21 日）
- (3) 第 3 回定例市議会での条例改正(案)の提案（平成 30 年 9 月 28 日）【資料 1-3】  
⇒経済建設常任委員会への附託
- (4) 経済建設常任委員会での審査（平成 30 年 10 月 16 日、10 月 26 日、11 月 7 日）  
⇒3 回の審査を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定
- (5) 第 4 回定例市議会での条例改正（案）の可決（平成 30 年 12 月 3 日）  
⇒賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定

### 2. 市民周知について

#### (1) 市民説明会（一般使用者対象）【資料 1-4】

1 月 2 1 日（月） 18 : 30	名寄市民文化センター	参加者 5 名
1 月 2 9 日（火） 14 : 00	ふうれん地域交流センター	参加者 7 名
2 月 1 2 日（火） 14 : 00	駅前交流プラザ よろーな	参加者 4 名
18 : 30	ふうれん地域交流センター	参加者 1 名

#### ◎参加者からの主な意見

- ・漏水の減少に向けて老朽管工事を徹底してほしい。
- ・負担を後年に先送りさせないための定期的な料金改定が必要である。
- ・下水道の老朽化に対応するには、下水道使用料の改定も必要ではないか。

#### (2) 出前トーク【資料 1-5】

2 月 2 2 日（金） 10 : 15	風連日進地区婦人部	参加者 1 1 名
・市民説明会資料などを使って茶話会形式で行い、理解を深めた。		

(3) 企業、事業所等への説明【資料 1-6】

◆ 2月1日～28日 水道メーター口径 25 mm以上の事業所等を対象に訪問説明

対象：212事業所

◎訪問時の反応や意見

- ・ 広報や新聞等により、概ね内容は理解している
- ・ 消費税増税分はどのようにするのか
- ・ 水道メーター口径を変更したい
- ・ 予算があるので早め連絡がほしい
- ・ これから次年度の予算を作成するところ。もらった資料を参考にしたい。ありがたい。

◆ 2月18日（月）12：30 商工会議所月例会での説明

(4) その他の周知

①広報紙での連載

- ・ 1月号 第1回「水道料金改定のお知らせ」
- ・ 2月号 第2回「水道使用水量の減少について」
- ・ 3月号 第3回「水道施設の老朽化と更新費用について」
- ・ 4月号 第4回「水道事業の経営状況と料金改定の必要性について」

②ホームページ掲載

- ・ 1月号広報配布前（12/28付）から掲載
- ・ 掲載内容は、4月まで随時更新

③チラシ配布

- ・ 4月検針（名寄地区は4月1日から、風連地区は4月25日）
- ・ 検針員が検針時に検針票（お知らせ票）と一緒に各戸に配布

④FMでの宣伝

- ・ 「まちかどリポートインタビュー」でのPR  
（なぜ料金改定が必要なのか、改定の内容、これからのすすめる事業など）

⑤電話での問い合わせ

### 3. 今後の予定

- ・ 4月検針時にチラシ配布
- ・ 消費税増税分の改定について

平成30年8月31日

名寄市長 加藤 剛 士 様

名寄市上下水道事業経営審議会

会長 池 昇 一

## 名寄市水道料金改定に関する意見について

名寄市上下水道事業経営審議会は、平成30年8月7日開催の平成30年度第1回名寄市上下水道事業経営審議会で提案があった名寄市水道料金の改定（案）について、平成30年8月27日開催の第2回名寄市上下水道事業経営審議会において、審議の結果、下記のとおり意見を付して提案のとおり了承するものとする。

## 記

1. 水道料金の改定の率                      平均改定率 11.02%
2. 水道料金の改定の時期                  平成31年4月1日
3. 料金改定に関する意見等
  - (1) 市民の日常生活に欠かせない水道水を、将来にわたって安全安心に供給するためにも、災害に備えて耐震化や職員体制など、必要な維持管理費・施設更新費を確保すること
  - (2) 今後とも経費の削減や、状況に応じて優先度を見極め事業の見直しを図るなど、市民生活への影響を考え、事業を進めること
  - (3) 名寄市水道事業経営戦略に基づき、5年間と定めた料金算定期間を目途に、経営状況等をふまえ、受益者負担の見直しを検討すること
  - (4) 料金改定については市民の関心も高いことから、経営状況を含めてわかりやすく説明し、広く市民に知らせ理解を得ること

## 会議結果概要書

1. 会議名	名寄市上下水道事業経営審議会意見書提出
2. 開催日	平成30年8月31日（金）午前9時00分～
3. 開催場所	名寄市役所 名寄庁舎 応接室
4. 出席者	審議会：池会長、山上副会長 名寄市：加藤市長 （事務局） 天野建設水道部長、粕谷建設水道部次長 佐藤業務課長、池田業務課主幹
5. 概要等	<p>平成30年8月7日及び8月27日に開催した上下水道事業経営審議会での「水道料金の改定について」の協議結果について、池会長、山上副会長より市長へ意見書を提出する。</p> <p>○「名寄市水道料金改定に関する意見について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名寄市水道料金の改定（案）については、審議会として意見を付し提案のとおり「平均改定率11.02%」「平成31年4月1日改定」を了承する。</li> <li>・意見等については、水道水を将来にわたって安全安心供給するため必要な維持管理費・施設更新費の確保、市民生活への影響を考慮して経費の削減や事業の優先度の見極め、5年間を目途に受益者負担の見直し、市民周知等により経営の理解に努めることなど</li> </ul> <p>○市長より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度より議論を積み重ね、お忙しい中協議いただき、改定案を了承いただいたことへのお礼</li> <li>・持続的に水道を運営していくため、不断の経営努力や老朽化への対応についての提言など、審議会の意見を重く受とめ、議会の議論を含めて、決断していきたい。</li> </ul>



## 議案第21号

## 名寄市水道事業給水条例の一部改正について

名寄市水道事業給水条例の一部を次のように改正するものとする。

平成30年9月28日提出

名寄市長 加藤 剛 士

## 名寄市水道事業給水条例の一部を改正する条例

名寄市水道事業給水条例（平成18年名寄市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「竣工」を「竣<sup>しゅん</sup>工」に改める。

第34条第2号中「濾過」を「ろ過」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第20条関係）

## 水道料金

種別	料金	基本料金（1カ月につき）		超過料金又は 従量料金1立方メートル増ごとに
	区分	基本水量	料金	
専用計量制	メーター口径13mm	5立方メートルまで	900円	260円
	メーター口径20mm	8立方メートルまで	2,530円	260円
	メーター口径25mm	10立方メートルまで	3,950円	260円
	メーター口径30mm		5,690円	300円
	メーター口径40mm		10,110円	300円
	メーター口径50mm		15,800円	300円

メーター口径75mm		35,580円	300円
メーター口径100mm		63,270円	300円
メーター口径150mm		142,350円	300円
浴場用	100立方メートルまで	メーター口径料金の2分の1	60円
臨時用	10立方メートルまで	メーター口径料金に2,260円を加える	300円

備考

- 1 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく公衆浴場業の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 臨時用とは、工事その他で臨時又は一時的に水道を使用する場合をいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 水道料金改定 市民説明会

平成31年4月から水道料金を改定することとなりました。

水道は市民生活を支える大切なライフラインであり、将来にわたり、安全安心な水道水を安定的に供給しなければなりません。

現在、名寄市の水道は、人口減少や節水機器の普及による水道使用水量の減少や水道施設の老朽化など、将来にわたり様々な課題を抱えています。

こうした課題や料金改定に至った経緯など、名寄市水道の理解を深めていくため、説明会を開催します。

## 《1月開催日程》

日 時	開 催 場 所
1月21日(月)18:30 ~	名寄市民文化センター 1階「大会議室」 (名寄市西13条南4丁目)
1月29日(火)14:00 ~	ふうれん地域交流センター 2階「中会議室」 (名寄市風連町本町)

◎2月にも開催を予定しています。

◎出前トークを実施いたします。町内会をはじめとした各種団体からのご要望に応じ、説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください。



※問い合わせ先

名寄市役所建設水道部上下水道室業務課

【名寄庁舎】TEL 01654 - 3 - 2111

(内線 3361・3362・3363)

【風連庁舎】TEL 01655 - 3 - 2511

(内線 2207・2208)

## 《現行の水道料金と改定後の水道料金》

～ 平成31年4月1日から次のとおり変わります ～

### 【水道料金】

(消費税込み)

区別 メーター口径	基本水量	現行		⇒	改定後	
		基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当		基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当
13mm	5㎡まで	792円	237円	⇒	900円	260円
20mm	8㎡まで	2,222円		⇒	2,530円	
25mm	10㎡まで	3,466円		⇒	3,950円	
30mm	基本水量 なし	4,999円	267円	⇒	5,690円	300円
40mm		8,877円		⇒	10,110円	
50mm		13,866円		⇒	15,800円	
75mm		31,217円		⇒	35,580円	
100mm		55,502円		⇒	63,270円	
150mm		124,869円		⇒	142,350円	
浴場用	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	57円	⇒	メーター口径 料金の1/2	60円
臨時用	10㎡まで	メーター口径 料金+1,986円	267円	⇒	メーター口径 料金+2,260円	300円

料金算出後に10円未満の端数を切り捨て

◎各家庭で使っている水道メーターの口径や使用水量により、1カ月の水道料金は異なります。詳しくは、お問い合わせください。

また、市民説明会でも、個別に確認できますので、検針時にご自宅に配布している『上下水道料金のお知らせ』、又は『納入通知書』を持ってご参加ください。

◎今回の改定で、下水道使用料は値上がりしません。水道料金のみとなります。



# 水道料金改定

## 市民説明会・出前トークのご案内

平成31年4月から水道料金を改定することとなりました。

水道は市民生活を支える大切なライフラインであり、将来にわたり、安全安心な水道水を安定的に供給しなければなりません。

現在、名寄市の水道は、人口減少や節水機器の普及による水道使用水量の減少や水道施設の老朽化など、将来にわたり様々な課題を抱えています。

こうした課題や料金改定に至った経緯など、名寄市水道への理解を深めていただくため、説明会と出前トークを開催します。

### 《市民説明会》

日 時	開 催 場 所
2月12日(火) 14:00 ~	駅前交流プラザ「よろーな」 2階「会議室3」 (名寄市東1条南7丁目)
2月12日(火) 18:30 ~	ふうれん地域交流センター 2階「中会議室」 (名寄市風連町本町)

### 《出前トーク》

町内会をはじめとした各種団体からのご要望に応じ、説明に伺います。

町内会やサークル、グループなどの集まる時間に、簡単な料金改定の説明から水道について詳しい説明にも対応します。お気軽にお問い合わせください。



※問い合わせ先

名寄市役所建設水道部上下水道室業務課

【名寄庁舎】TEL 01654 - 3 - 2111

(内線 3361・3362・3363)

【風連庁舎】TEL 01655 - 3 - 2511

(内線 2207・2208)

## 《現行の水道料金と改定後の水道料金》

～ 平成31年4月1日から次のとおり変わります ～

### 【水道料金】

(消費税込み)

		現行		改定後	
区別 メーター口径	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当
13mm	5㎡まで	792円	237円	900円	260円
20mm	8㎡まで	2,222円		2,530円	
25mm	10㎡まで	3,466円		3,950円	
30mm	基本水量 なし	4,999円	267円	5,690円	300円
40mm		8,877円		10,110円	
50mm		13,866円		15,800円	
75mm		31,217円		35,580円	
100mm		55,502円		63,270円	
150mm		124,869円		142,350円	
浴場用	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	57円	メーター口径 料金の1/2	60円
臨時用	10㎡まで	メーター口径 料金+1,986円	267円	メーター口径 料金+2,260円	300円

料金算出後に10円未満の端数を切り捨て

◎各家庭で使っている水道メーターの口径や使用水量により、1カ月の水道料金は異なります。詳しくは、お問い合わせください。

また、市民説明会でも、個別に確認できますので、検針時にご自宅に配布している『上下水道料金のお知らせ』、又は『納入通知書』を持ってご参加ください。

◎今回の改定で、下水道使用料は値上がりしません。水道料金のみとなります。



安全安心な

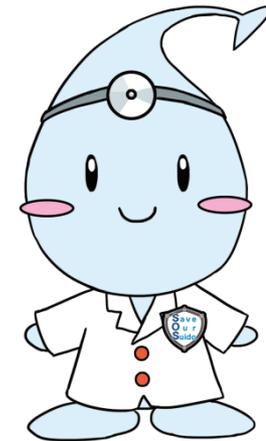


を安定的にお届けするために

～水道料金の改定について～

# 目次

1. 水道料金の改定の概要
2. 水道事業の現状と課題
3. 水道事業について
4. 水道事業の経営状況
5. 今後に向けて



日本水道協会 キャラクター  
Dr. すいどー  
(水道のお医者さんです)

3

# 1. 水道料金改定の概要

## 1. 水道料金改定の概要

## (1) 水道料金改定の概要

4

◎ 平均改定率 11.02%

※使用者の約9割が口径13mmの水道メーターを使用しており、一カ月平均使用水量が12m<sup>3</sup>であるため、「口径13mm12m<sup>3</sup>」の改定率を平均改定率とした。

◎ 改定時期 平成31年4月1日(5月検針分)から◎ 算定期間 5年間(平成31年度から平成35年度)

※5年間の経営状況から積算する。(期間を定め、定期的に料金改定の検討を行う)

## 《平成28年2月10日上下水道事業経営審議会の答申》

◆市民生活に欠かすことができない水道事業を安定して供給していくために、近年の使用水量減少傾向や、経費の削減、施設老朽化更新の先送りも限界に近いことなどから、料金の引き上げ改定が必要である。

1. 水道料金改定の概要

(2) 口径別料金新旧比較表

【水道料金】

(消費税込み)

		現 行		改定後	
区 別	基本水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当
メーター口径					
13mm	5㎡まで	792円	237円	900円	260円
20mm	8㎡まで	2,222円		2,530円	
25mm	10㎡まで	3,466円		3,950円	
30mm	基本水量 なし	4,999円	267円	5,690円	300円
40mm		8,877円		10,110円	
50mm		13,866円		15,800円	
75mm		31,217円		35,580円	
100mm		55,502円		63,270円	
150mm		124,869円		142,350円	
浴場用	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	57円	メーター口径 料金の1/2	60円
臨時用	10㎡まで	メーター口径 料金 + 1,986円	267円	メーター口径 料金 + 2,260円	300円

料金算出後に、10円未満の端数を切り捨て

## 1. 水道料金改定の概要

## (3) 使用水量別増加額

6

◎水道料金は、お使いの水道メーターの口径と、1ヵ月の使用水量により計算します。

◎使用水量によって増加額が変わります。参考に、水道メーター口径13mmの場合を早見表としました。**(下水道使用料は値上がりしません)**

【使用量別早見表】(一般家庭、水道メーター口径13mmの場合)

(単位:円)

月使用量 (㎡)	水道料金			下水道使用料			上・下水道 料金合計	現行料金 合計	増加額
	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計			
0~5	900	0	900	710	0	710	1,610	1,500	110
6	900	260	1,160	710	206	910	2,070	1,930	140
7	900	520	1,420	710	412	1,120	2,540	2,380	160
8	900	780	1,680	710	618	1,320	3,000	2,820	180
9	900	1,040	1,940	710	824	1,530	3,470	3,270	200
10	900	1,300	2,200	710	1,030	1,740	3,940	3,710	230
11	900	1,560	2,460	710	1,236	1,940	4,400	4,150	250
12	900	1,820	2,720	710	1,442	2,150	4,870	4,600	270
13	900	2,080	2,980	710	1,648	2,350	5,330	5,030	300
14	900	2,340	3,240	710	1,854	2,560	5,800	5,480	320
15	900	2,600	3,500	710	2,060	2,770	6,270	5,930	340
20	900	3,900	4,800	710	3,090	3,800	8,600	8,140	460
25	900	5,200	6,100	710	4,120	4,830	10,930	10,360	570
30	900	6,500	7,400	710	5,150	5,860	13,260	12,570	690

※合計は、料金算出後に10円未満の端数を切り捨てた額です。

# 1. 水道料金改定の概要

## (4) 水道料金改定の影響(例)

7

◎どれくらい値上がりするのか、平均的な水量で比較します。

(例)メーター口径13mmで1カ月の使用水量12m<sup>3</sup>の場合

	区分	使用水量	水道料金	下水道使用料
現行	基本料金	5m <sup>3</sup>	792円	710円
	超過料金	7m <sup>3</sup> (6~12m <sup>3</sup> )	237円×7m <sup>3</sup> =1,659円	206円×7m <sup>3</sup> =1,442円
	合計		2,450円	2,150円
上下水道料金		4,600円	(10円未満切捨て)	



	区分	使用水量	水道料金	下水道使用料
改定後	基本料金	5m <sup>3</sup>	900円	710円
	超過料金	7m <sup>3</sup> (6~12m <sup>3</sup> )	260円×7m <sup>3</sup> =1,820円	206円×7m <sup>3</sup> =1,442円
	合計		2,720円	2,150円
上下水道料金		4,870円	(10円未満切捨て)	

◆改定後上下水道料金の差額 4,870円-4,600円=**270円**

8

## 2. 水道事業の現状と課題

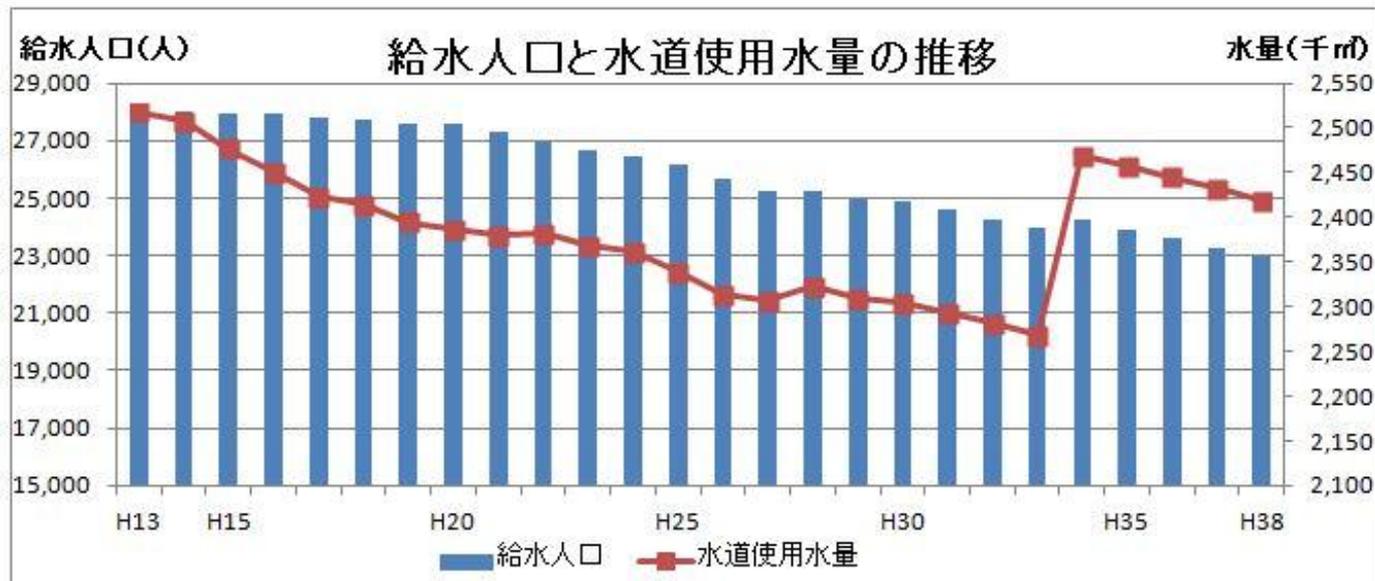
## 2. 水道事業の現状と課題

## (1) 給水人口と水道使用水量の推移

9

◆料金収入に直接影響する給水人口と水道使用水量の推移です。

(H13からH29までは実績、H30からH38までは見込み)



水道使用水量は、H28に旧簡易水道事業の統合、H34には自衛隊への送水を予定しているため増加してはいますが、年々減少しており、今後も人口減少などの影響を受け、減少していくと予想されます。給水人口の減少が大きな要因ではありますが、家庭での節水意識の高まりや節水機器(トイレ・洗濯機など)の普及も要因としてあげられます。

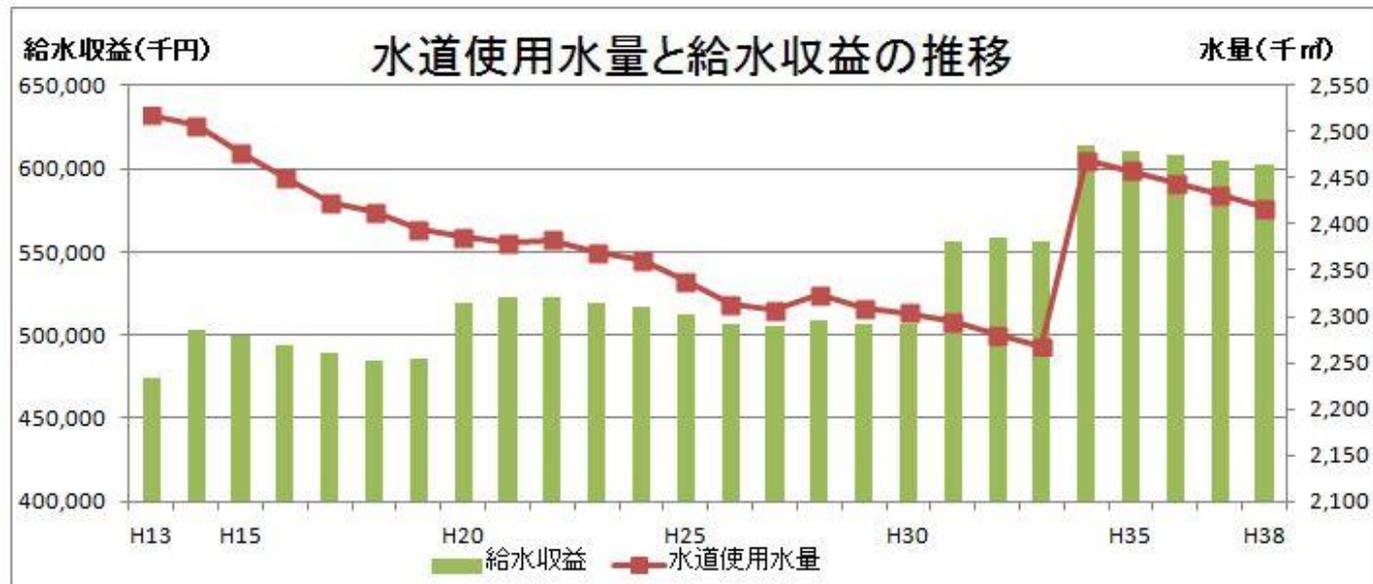
## 2. 水道事業の現状と課題

## (2) 水道使用水量と給水収益の推移

10

◆水道使用水量と給水収益(料金収入)の推移です。

(H13からH29までは実績、H30からH38までは見込み)



※給水収益は消費税を含んでおりません。

給水収益はH14料金改定、H20年料金統一、H28簡水統合、今回のH31料金改定、H34自衛隊への給水(予定)により増加していますが、水道使用水量の減少とともに、その後も減少していくと予想しています。

## 2. 水道事業の現状と課題

## (3) 節水機器の普及

◆10年前のトイレ・洗濯機の使用水量を比較してみました。

◎トイレの比較（4人家族、1日当たり大1回、小3回の使用と仮定した場合）

トイレタイプ	1回あたりの使用水量	年間使用水量
従来型	大13ℓ ・ 小8ℓ	54,020リットル
節水型	大6ℓ ・ 小5ℓ	30,660リットル
		差 23,360リットル

10年で約23<sup>m</sup>減少



◎洗濯機の比較（水槽式(8Kg)洗濯機で、2日に1回(年間182日)洗濯する場合)

(ドラム式洗濯機はさらに使用水量が少なくなります。)

調査年	1回あたりの使用水量	年間使用水量
2005年	122リットル	22,204リットル
2016年	98リットル	17,836リットル
		差 4,368リットル

10年で約4<sup>m</sup>減少

10年間で、  
トイレは23<sup>m</sup>、  
洗濯機は4<sup>m</sup>  
も節水する機  
器が普及して  
るんだね...



※これは一つの例であり、必ずしもこの効果があるわけではありません。

## 2. 水道事業の現状と課題

## (4) 浄水施設の老朽化

12

## ◆ 浄水場の機械や設備が老朽化するとどうなるのか

- ・ 浄水場は水を作る施設であり、老朽化により壊れてしまうと、水供給がストップします。



逆洗ポンプ(昭和46年から使用)



流量計(劣化が激しい)

- ・ 浄水場は施設寿命を超過して使用しているものも数多くあり、特に電気設備の異常は浄水場機能が停止し、水供給できなくなります。
- ・ 浄水場機能を維持するため、耐用年数(電気設備8～15年、機械設備10～20年)の経過した機器・設備を計画的に更新することで、結果的に施設に関わる費用の削減にもつながります。

## 2. 水道事業の現状と課題

## (5) 水道管の老朽化①

13

## ◆水道管が古いとどうなるのか

- ・古い水道管は、壊れたり、継手部から漏水が起こります。
- ・いつも当たり前に出ていた蛇口からの水道水が断水します。

## 更新前



老朽化により破損した水道管

## 更新作業



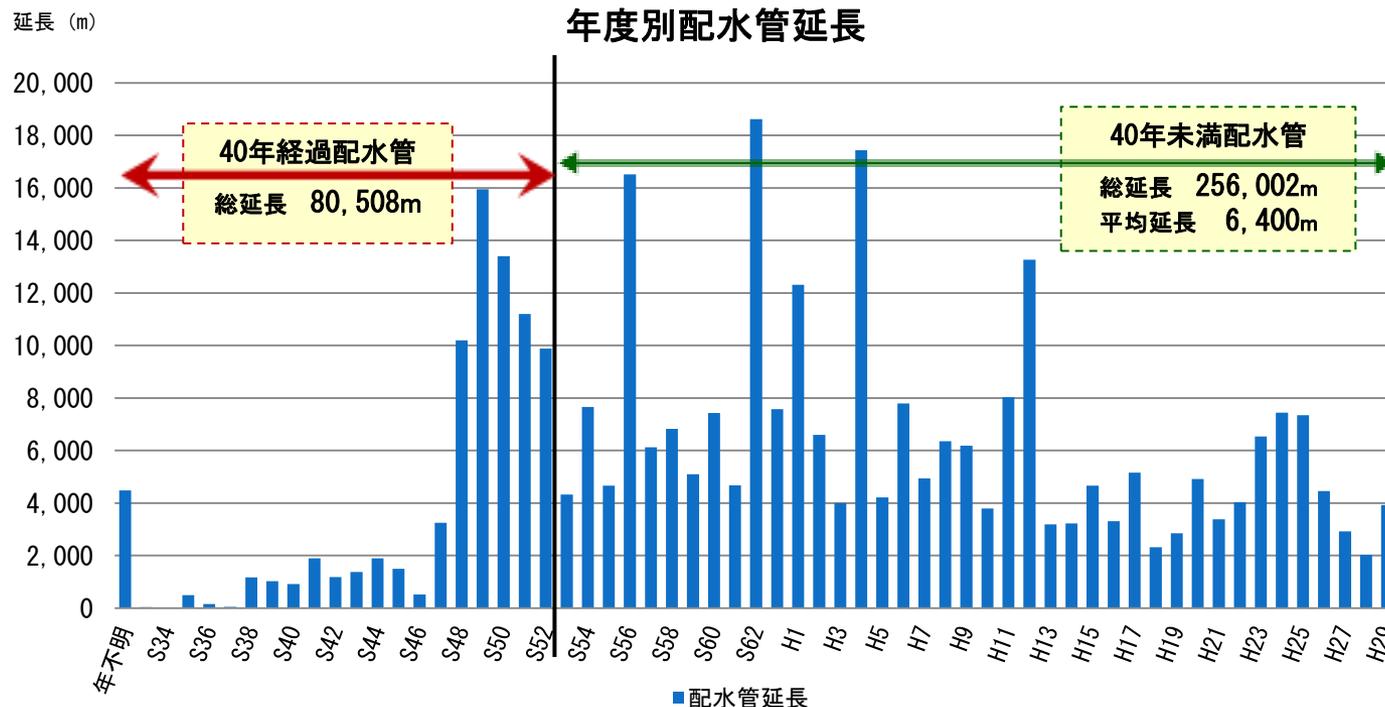
## 更新後

融着継手が特徴である  
水道配水用ポリエチレン管  
への布設替

## 2. 水道事業の現状と課題

# (5) 水道管の老朽化②

- ◆水道管は、法定耐用年数が40年であり、創設時(昭和32年)に一斉に整備した水道管が耐用年数を超え、平成29年度末老朽管延長80,508メートルとなっています。
- ◆今後も年間約6,400mペースで老朽管が増加する見込みですが、平成29年度に更新した水道管の延長は1,901メートルであり、更新が進んでいないため、増加延長分の更新工事を行うには財源が不足し厳しい状況にあります。



古い管の更新には、費用と時間がかかるから、計画的に進めないかね！



15

## 3. 水道事業について

## 3. 水道事業について

## (1) 水道と下水道は地方公営企業

16

## 水道

- 蛇口をひねれば、当たり前のように水道水が出てくる。
- 災害等による断水が発生すると、利便性を感じる。

## 下水道

- 水を流せば、トイレや生活排水は臭いもなく衛生的に流れる。
- 大雨や災害等による排水障害が発生すると、利便性を感じる。

生活に欠かすことのできない、  
大切なライフライン

水道と下水道は、原則として市が経営する  
地方公営企業です。

### 3. 水道事業について

## (2) 地方公営企業とは

17

水道事業は、原則として市が経営する。

水道事業はなぜ地方公営企業で事業を運営しているのか。

⇒ 電気、ガス、鉄道等の諸事業と同様に、公益事業の一種ですが、市民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担う、市町村等が住民の福祉増進を目的として経営するため。



#### 水道事業の目的

⇒ 清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること(水道法第1条)

#### 水道事業の基本原則

⇒常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない(地方公営企業法第3条)

## 3. 水道事業について

## (3) 水道事業の経営

18

水道に必要な経費については **税金ではなく**、水道使用者にお支払いいただいている **水道料金** で運営しています。



水道事業の経営は・・・

- ◎独立採算制(水道事業のなかでのお金をやりくり)と
- ◎受益者負担(利用したひとから料金を徴収)の原則に基づいています。

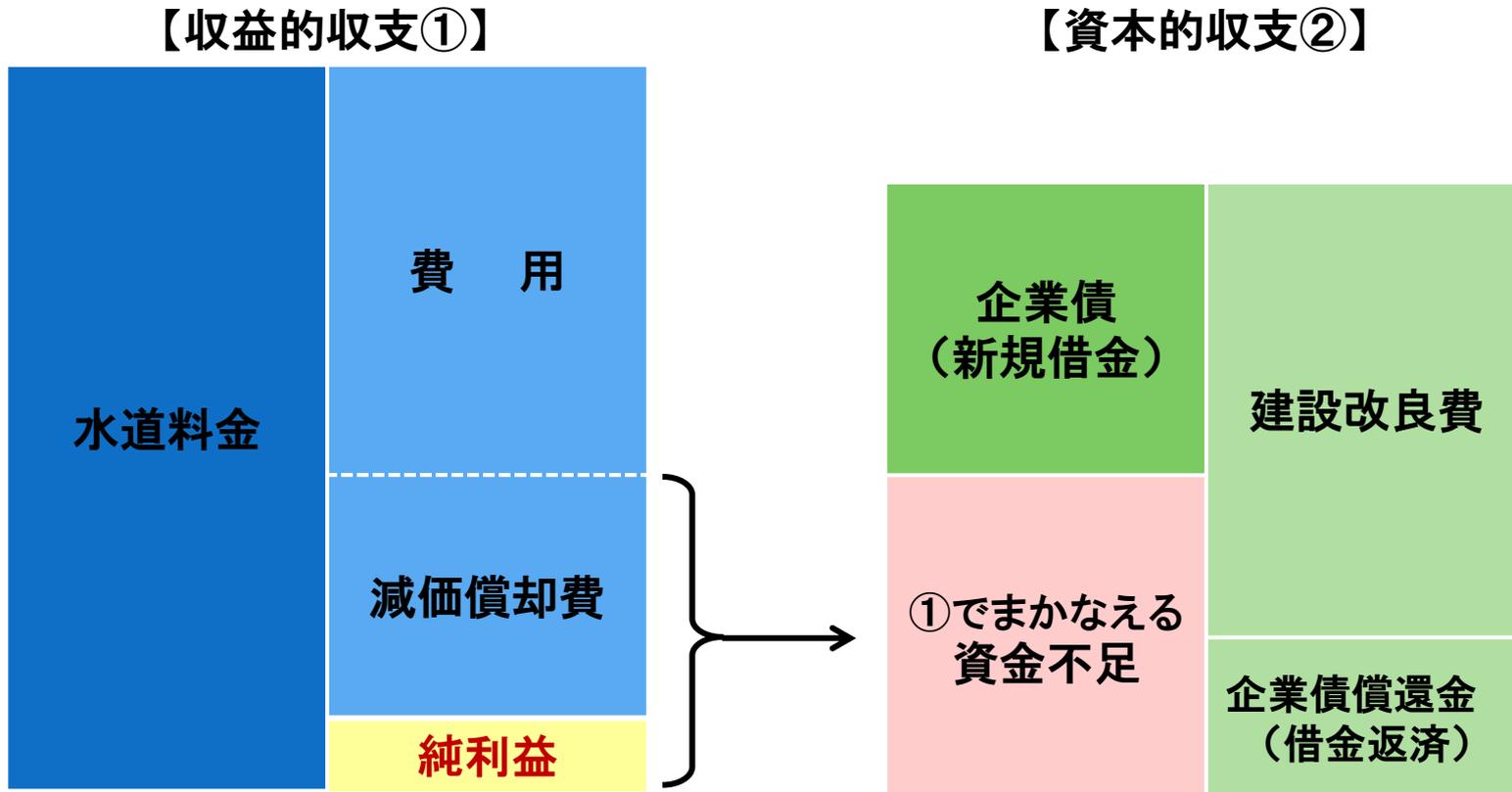


多額の建設費用(水道施設の新設や改良工事)が必要な場合であっても、**料金の収入**でまかなわなければなりません。

## 3. 水道事業について

## (4) 水道事業会計のしくみ①

19



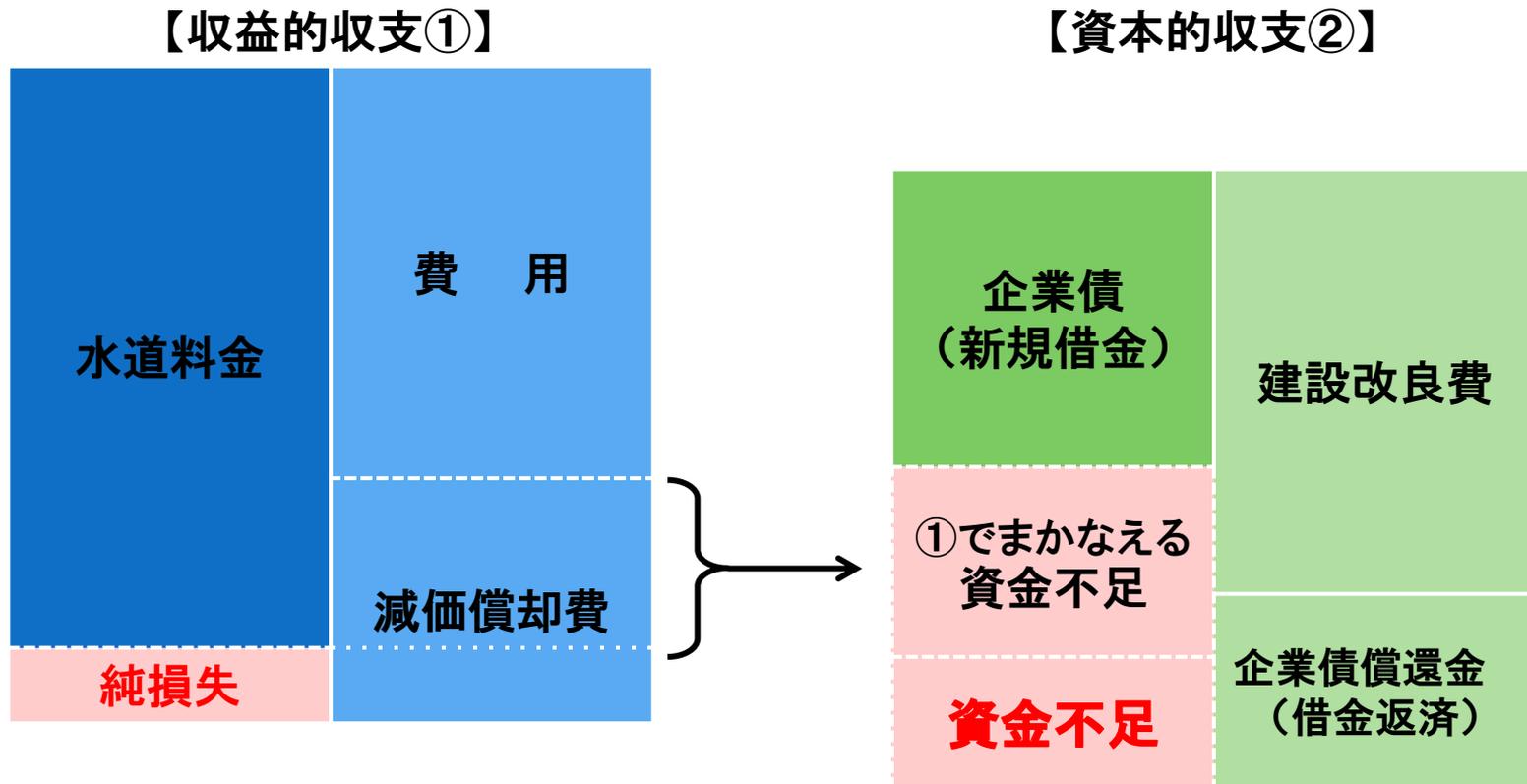
通常【資本的収支②】の会計は資金不足のため  
【収益的収支①】の会計での利益と減価償却費等でまかないます。

## 3. 水道事業について

## (4) 水道事業会計のしくみ②

20

※【収益的収支①】の水道料金(収入)が少ないと…



まかなえない資金不足は、さらに**借金**しなければなりません。

# 3. 水道事業について

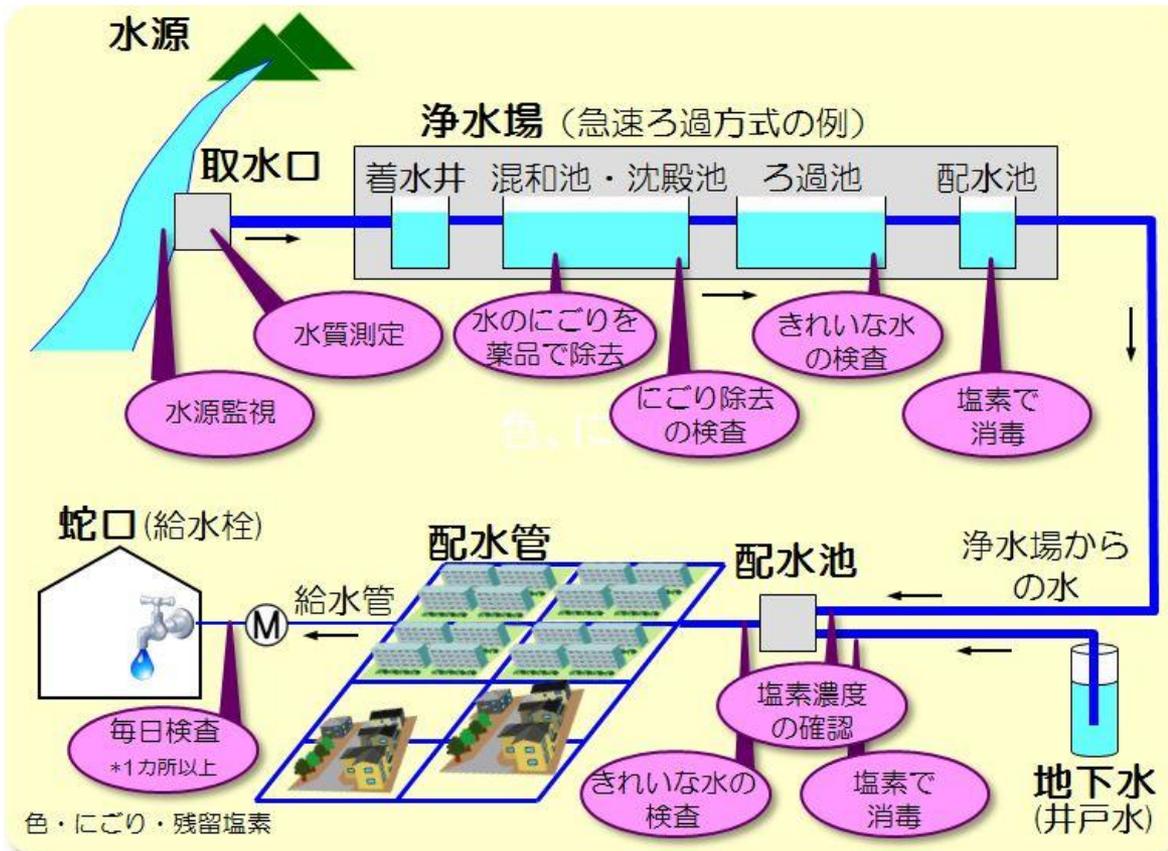
## (5) 水道水ができるまで

◆水源から蛇口まで流れる水道水は、さまざまところで、水質が厳しく管理されています。

緑丘浄水場



名寄川真勲別頭首工  
(取水口)



## 3. 水道事業について

## (6) 水道水の水質管理

22

◆水道水の水質基準は、51項目にもものぼりますが、ボトル水では39項目です。

## 水質基準項目の数

水道水 \*

51  
項目ボトル水 \*\*  
(ミネラルウォーター)39  
項目14  
項目  
(一部) \*\*\*

\* 水道法 \*\* 食品衛生法

\*\*\* 水源(地下水)の衛生規定を満たしたもの

だれもが毎日つかう  
水道水は、ボトル水  
よりもきびしい基準で  
安全が守られている  
んだね。



Dr.すいどー

### 3. 水道事業について

## (7) 100円で買える量は？

23

#### ◆ミネラルウォーターなら



20ペットボトルで  
1本

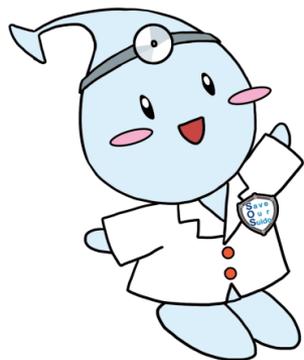


#### ◆水道水なら



20ペットボトルで  
なんと・・・約221本！  
(お風呂の浴槽なら約2杯分！！)

口径13mm使用水量12m<sup>3</sup>  
改定料金2,720円の場合



Dr.すいどー

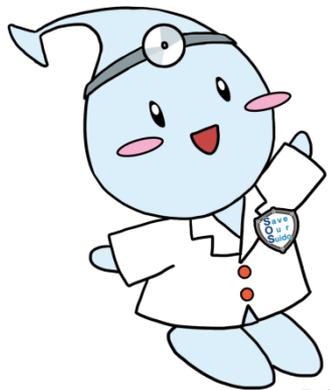
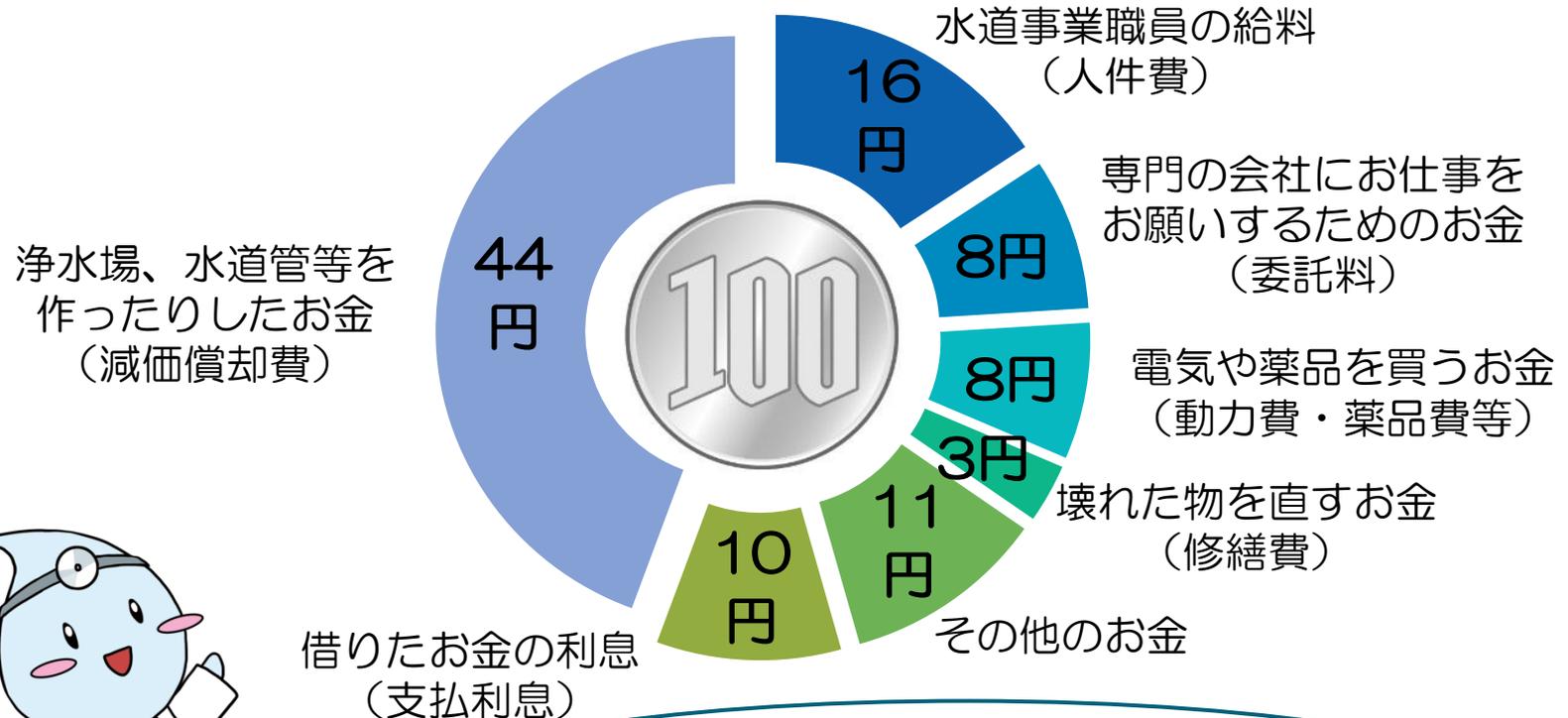
水道水って安全安心で、  
しかも安いんだね！

### 3. 水道事業について

## (8) 水道料金の使われ方

24

◆名寄市の水道料金の使われ方の内訳です。



Dr.すいどー

みんなが払う水道料金100円の使い途だよ  
配水管や浄水場を作るお金も入ってるんだよ

※総務省地方公営企業決算状況調査 (H29) より試算

### 3. 水道事業について

## (9) 水道を支える人が減っていく

25



:水道施設



:水道料金を支払ってくれる人



- ◆人口が減少すれば、水道を使う人も少なくなるので、使用水量が減り、料金収入は減少します。
- ◆トイレや洗濯機などの節水型機器の普及も使用水量が減った要因です。
- ◆水道水を作る経費を削減しても収入で支出をまかなえなくなる場合は、水道料金の見直しが必要になってきます。

## 4. 水道事業の経営状況

## 4. 水道事業の経営状況

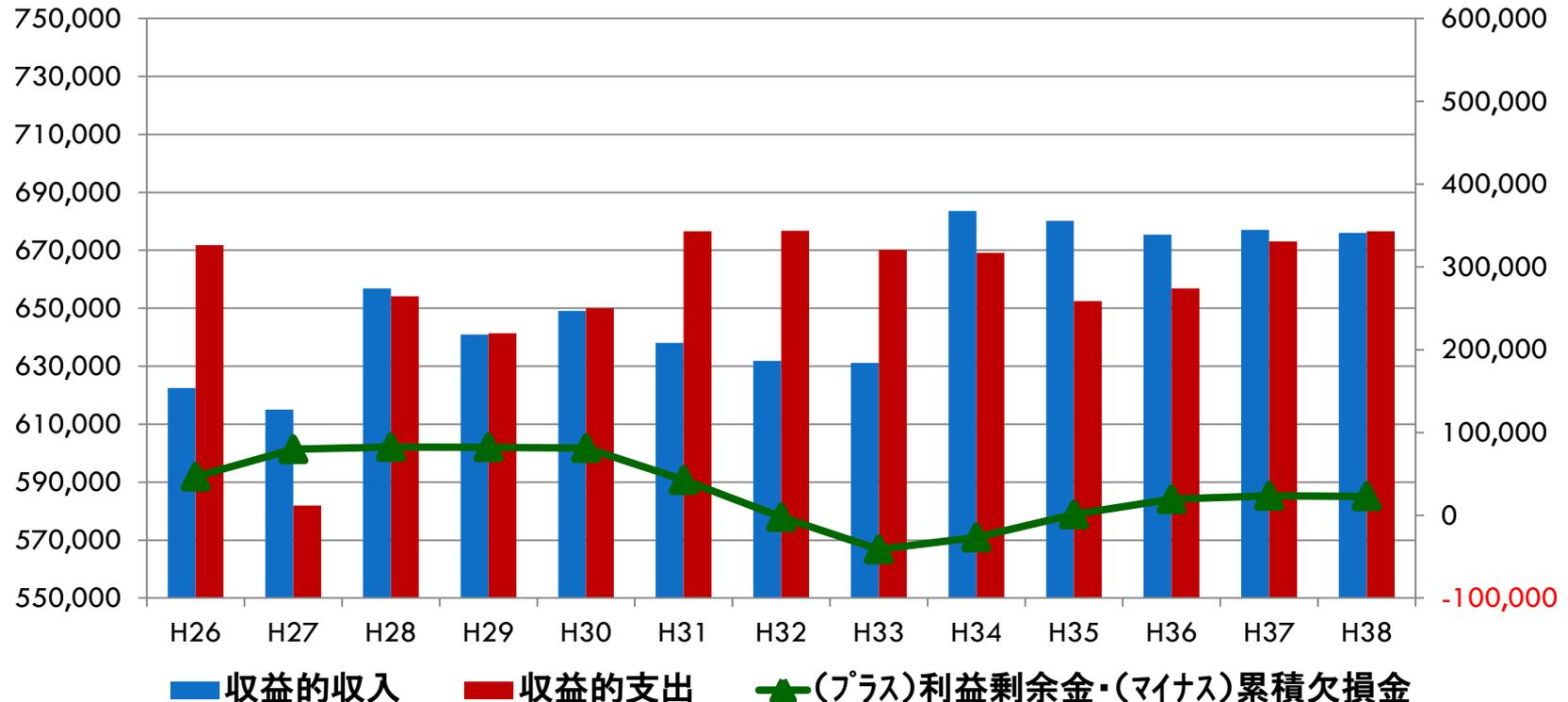
## (1) 改定を行わない場合の収支見通し①

27

## 収益的収支・利益剰余金(累積欠損金)

収益的収支(千円)

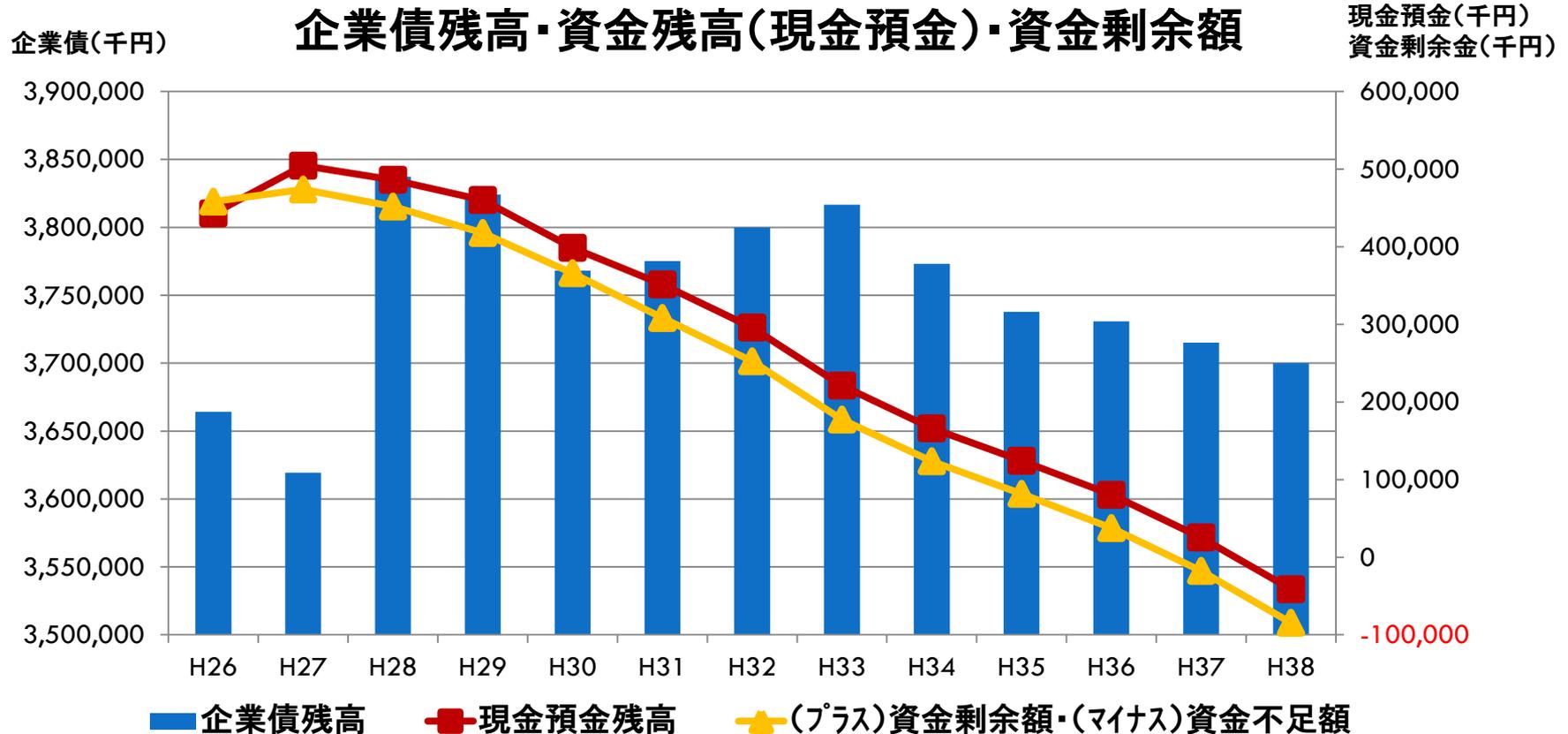
利益剰余金(千円)



経費の削減に努めているが、施設の老朽管による修繕費や減価償却費、動力費の増加により、大幅な経費削減は難しく、H29以降は支出が上回り、H32には累積欠損金を計上することとなる。(H34からは自衛隊への給水を予定)

## 4. 水道事業の経営状況

# (1)改定を行わない場合の収支見通し②



企業債の借り入れにより、老朽施設の更新など必要な事業を行うため、企業債残高はH33までは増加する。償還額以上に借入しないルールのため、減少する見込み。  
H29以降の純損失の影響で現金預金残高はH38、資本剰余金はH37にマイナスとなる。

## 4. 水道事業の経営状況

## (2) 水道料金の引き上げが必要な理由

29

◆これまで経費の削減、事業の先送りにより料金改定を見送っていたが…

人口減少や節水機器の普及による使用水量の減少により、料金の増収は見込めない



施設の更新の時代を迎え、安全安心な水道サービスを提供するには、一定規模(年平均4億円)の投資は必要



公営企業である以上、適正な受益者負担は必要  
ただし、消費生活に過度な影響を与えることは回避すべき



「負担を次世代に先送り」せず、安全な施設設備を有し、  
財政的に安定した「持続可能な水道事業」を継続するため。

## 4. 水道事業の経営状況

## (3) 料金改定に係る方針

30

## 投資・費用に関する方針

- ① 「経営戦略」期間(～H38)は、「建設改良費4億」「企業債3億」を上限とし、事業を計画する。
- ② 第2期拡張事業(自衛隊配水等)、老朽管更新事業、浄水場電気設備更新を着実に実施する。

## 財源に関する方針

- ① 耐用年数に合わせ、企業債償還期間の延長を行う。  
(例:これまで管関係は30年で借入→40年に変更)
- ② 起債償還方法を変更する。(元利均等 → 元金均等)
- ③ 資金剰余額(地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額)及び資金残高(現金・預金)は、平成29年度決算を下回らない額を目標とする。

## 4. 水道事業の経営状況

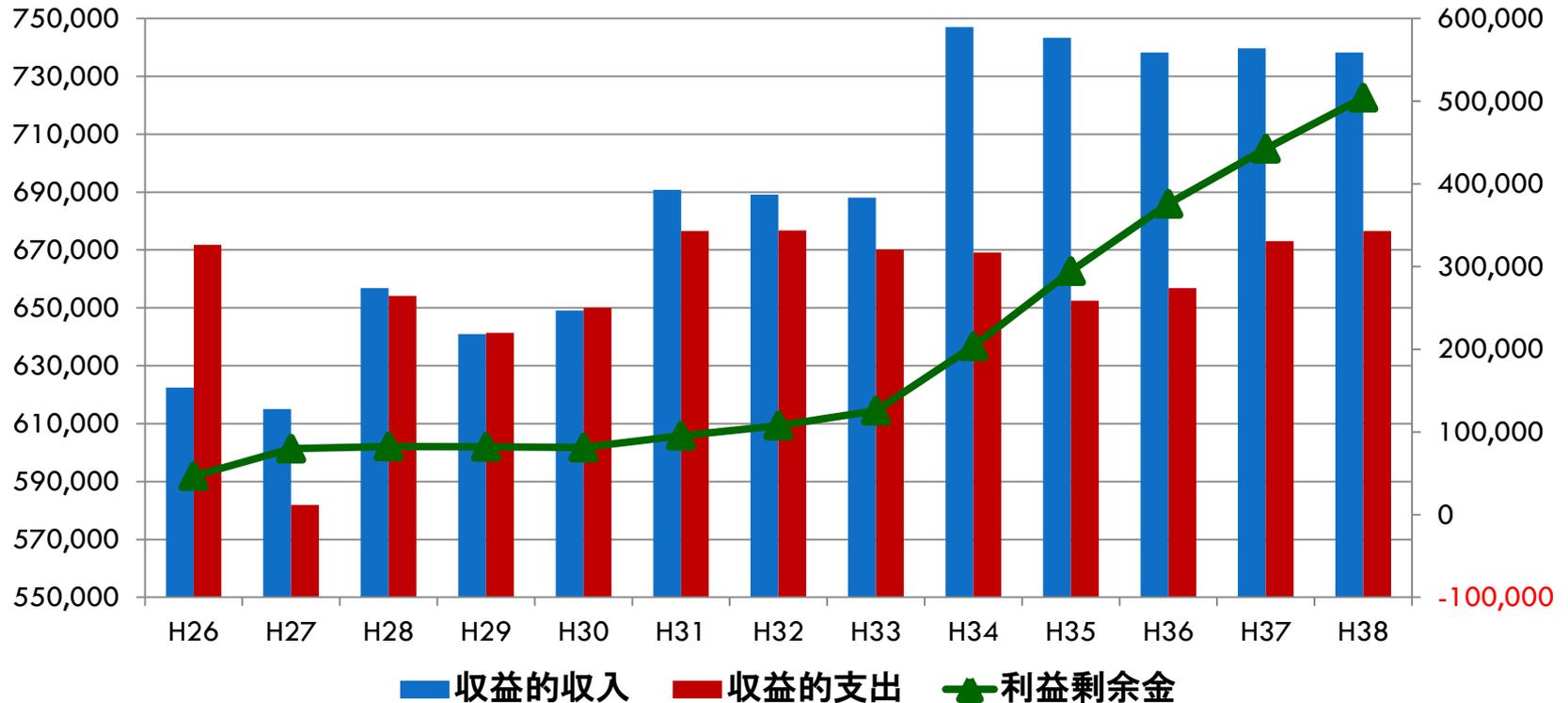
# (4) 料金改定後の収支見通し①

31

### 収益的収支・利益剰余金(累積欠損金)

収益的収支(千円)

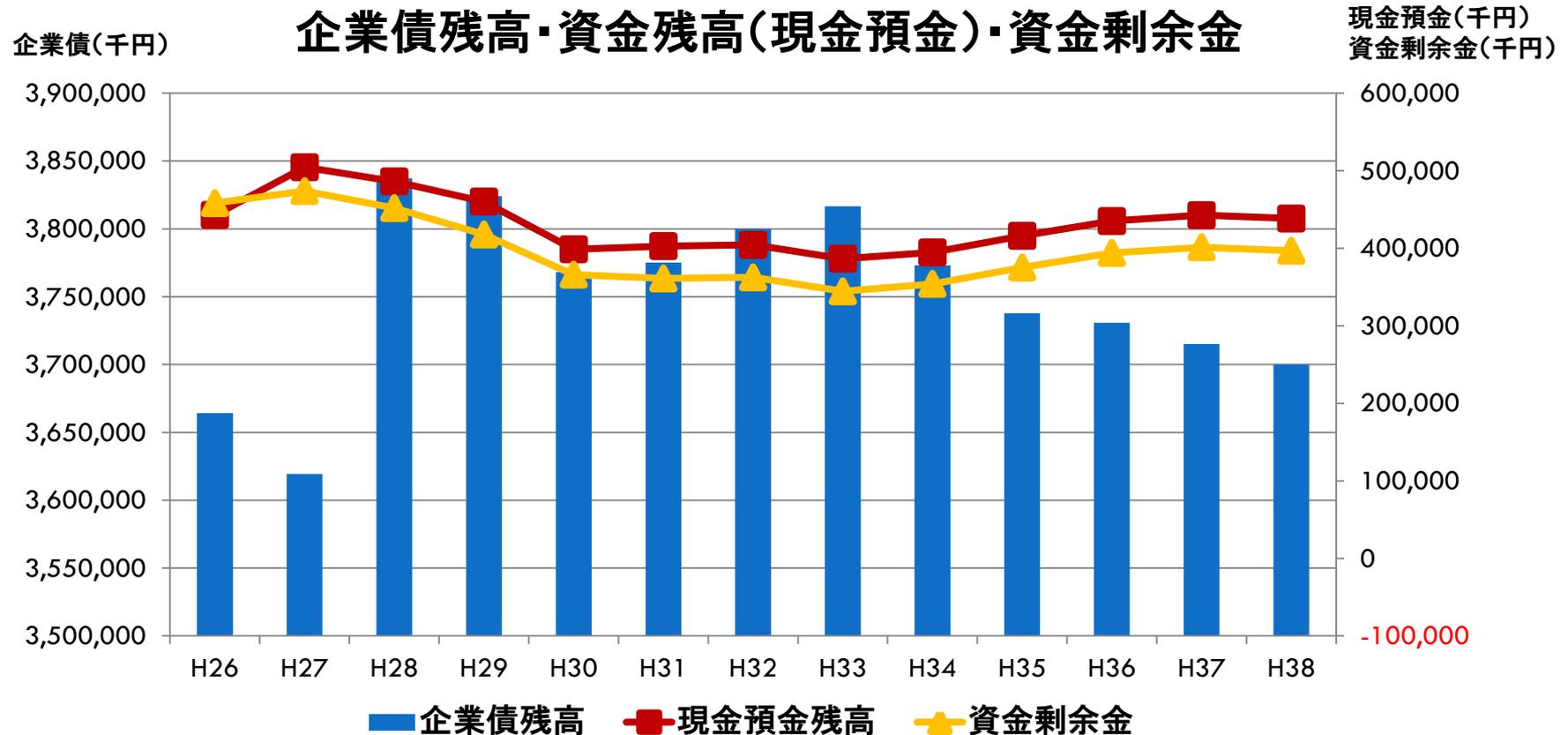
利益剰余金(千円)



H31料金改定により、収入は増加し、利益を計上する。  
H34以降は自衛隊への給水開始の影響で、大幅に増加する。

## 4. 水道事業の経営状況

# (4) 料金改定後の収支見通し②



利益計上の影響により、H29決算の残高に近い額の現金を保有する。

## 5. 今後に向けて

## 5. 今後に向けて

# (1) 経営の基本的な考え方

34

- ◆ 上下水道事業経営審議会からいただいた意見をふまえ、安全安心な水道水を供給するため、安定的な事業運営につなげます。
  1. 市民の日常生活に欠かせない水道水を、将来にわたって安全安心に供給するためにも、災害に備えて耐震化や職員体制など、必要な維持管理費・施設更新費を確保する
  2. 経費の削減や、状況に応じ優先度を見極めながら事業の見直しを図るなど、市民生活への影響を最優先に考え、事業を進める
  3. 「名寄市水道事業経営戦略」に基づき、5年間と定めた料金算定期間を目途に、経営状況等をふまえ、受益者負担の見直しを検討する

## 5. 今後に向けて

## (2) 主な事業の予定

35

### 老朽管更新事業

- ・H31から事業予算を増額し、更新ペースを上げる。  
(ただし、他の事業とのバランスを考えながら毎年検討する。)

### 浄水場施設更新

- ・事業計画により更新を進める。(電気設備はH36以降予定)

### 第2期拡張事業

- ・H34から自衛隊駐屯地に給水するため、H31調査設計、H32～33  
布設工事を行う予定。

## 5. 今後に向けて

# (3)実施している事業

36

## ◆緑丘浄水場から風連地区への給水開始

- ・平成25年度から送水管の布設工事を行い、準備を進めていました緑丘浄水場から風連地区への給水は、今年秋頃を予定しています。
- ・切り替え時期が決まりましたら、あらためてお知らせします。

## ◆名寄川のアイスジャム対策

- ・緑丘浄水場は名寄川から取水していますが、冬期間河川ではシャーベット状の氷が多量に発生し、これまでも取水口が塞がり、一時的に取水停止が起きているため、防止対策を実施しています。



## 5. 今後に向けて

**(4)その他**

37

**◆消費税増税について**

- ・名寄市全体の使用料改定にあわせて行う予定です。時期が来ましたら、あらためてお知らせします。

**◆下水道事業について**

- ・**下水道使用料は、今回改定を行いません。**
- ・下水道事業と個別排水事業は、水道事業と同じく特別会計から公営企業会計への移行を進めています。その後、経営状況を確認し、使用料について検討することとしています。

将来にわたって安全安心に  
水を供給するためにも  
**水道料金の改定に  
ご理解をお願いします。**



春の緑丘浄水場

38

## お問い合わせ先

**名寄市建設水道部上下水道室業務課**

**【名寄庁舎】 01654-3-2111 内線 3361・3362・3363**

**【風連庁舎】 01655-3-2511 内線 2207・2208**

# 新料金での請求時期について

平成31年4月から水道料金を改定することになりました。

基本料金については、5月請求分から新料金での請求となりますが、超過料金または従量料金については、検針地区により異なりますので下記をご参照願います。

## 【水道料金の地区別改定料金の適用月について】

請求月	平成31年4月請求	平成31年5月請求	平成31年6月請求	平成31年7月請求	
基本料金対象月 (全地区共通)	3月使用分 【現料金】	4月使用分 【新料金】	5月使用分 【新料金】	6月使用分 【新料金】	
超過料金対象地区	名寄市街地区	～4月上旬検針 【現料金】	～5月上旬検針 【新料金】	～6月上旬検針 【新料金】	～7月上旬検針 【新料金】
	風連偶数月 検針地区	～2月下旬検針 【現料金】	～4月下旬検針 【現料金】		～6月下旬検針 【新料金】
	風連奇数月 検針地区及び 名寄郊外地区	～3月下旬検針 (名寄郊外地区は4月1日検針) 【現料金】		～4月下旬臨時検針 (名寄郊外地区は5月1日検針) 【現料金】	～5月下旬検針 (名寄郊外地区は6月1日検針) 【新料金】
納期限	4月末	5月末	6月末	7月末	

※4月1日以降、最初の検針までが現料金となります。

※月ごとの請求は上の表のとおり、水道料金及び下水道使用料はそれぞれ、基本料金と地区ごとの超過料金を合算した額です。

※「名寄市街地区」と「風連地区・名寄郊外地区」では、検針間隔に違いがあり、名寄市街地区は毎月検針、風連地区・名寄郊外地区は隔月検針(2ヶ月ごと)となっております。

※隔月検針地区では奇数月と偶数月に分けて検針を行っています。改定による超過料金の請求時期を同一とするため、奇数月検針地区と名寄郊外地区は4月下旬(名寄郊外は5月1日)に臨時検針を行います。

## 【上記の超過料金対象地区について】(メーター検針順の都合などにより、一部住宅であてはまらない場合があります)

- 名寄市街地区 … 「名寄郊外地区」以外の名寄地区
- 名寄郊外地区 … 共和、曙、砺波、瑞穂、内淵、弥生、智恵文
- 風連偶数月検針地区 … 北栄町、新生町、大町、本町、西町(瑞生団地)、東風連、池の上、旭、風連日進
- 風連奇数月検針地区 … 南町、仲町、緑町、西町(瑞生団地を除く)、瑞生、豊里、中央



4月検針(名寄地区は4月1日から、風連地区は4月25日から)時に検針員が検針票(お知らせ)と一緒にチラシを配布しますので、そちらでもご確認ください。

# 水道料金の改定について

平成31年4月から水道料金を改定することとなりました。

水道は市民生活を支える大切なライフラインであり、将来にわたり、安全安心な水道水を安定的に供給しなければなりません。

現在、名寄市の水道は、人口減少や節水機器の普及による水道使用水量の減少や水道施設の老朽化など様々な課題を抱えているため、負担を次世代に先送りしないためにも、水道料金の改定を行うことといたしました。

## 1. 料金改定内容

### 【水道料金】

(消費税込み)

区 別 メーター口径		現 行		改 定 後	
		基本水量	基本料金 (1ヶ月)	超過料金又は 従量料金1㎡当	基本料金 (1ヶ月)
13mm	5㎡まで	792円	237円	⇒ 900円	260円
20mm	8㎡まで	2,222円		⇒ 2,530円	
25mm	10㎡まで	3,466円		⇒ 3,950円	
30mm	基本水量 なし	4,999円	267円	⇒ 5,690円	300円
40mm		8,877円		⇒ 10,110円	
50mm		13,866円		⇒ 15,800円	
75mm		31,217円		⇒ 35,580円	
100mm		55,502円		⇒ 63,270円	
150mm	124,869円	⇒ 142,350円			
浴場用	100㎡まで	メーター口径 料金の1/2	57円	⇒ 60円	
臨時用	10㎡まで	メーター口径 料金+1,986円	267円	⇒ 300円	
料金算出後に、10円未満の端数を切り捨て					

## 2. 料金改定後の経営状況 (『増減』は平成29年度決算との比較)

		平成 29 年度 決算	平成 31 年度 (料金改定後)	H31~35 (計画期間平均)	H31~35 (改定しない場合)
料金収入	金額	506,614,000円	556,731,000円	579,002,000円	520,296,000円
	増減		50,117千円	72,388千円	13,682千円
収益的収支 純損益	金額	△403,000円	14,264,000円	42,672,000円	△16,451,000円
	増減		14,667千円	43,075千円	△16,048千円
建設改良費	金額	405,588,000円	373,748,000円	380,231,000円	380,231,000
	増減		△31,840千円	△25,357千円	△25,357千円
資金残高	金額	460,215,000円	402,799,000円	416,080,000円	124,302,000円
	増減		△57,416千円	△44,135千円	△335,913千円

# 毎月の検針「上下水道料金お知らせ」の変更例

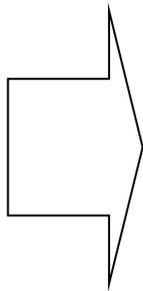
平成31年3月検針まで

平成31年4月検針から

上下水道料金のお知らせ		
お客様番号	□ 径	メーター番号
1234567000	13	5555
名寄市風連町		
名風 太郎		
水道	今回の指針	893 m <sup>3</sup>
	前回の指針(-)	876 m <sup>3</sup>
	旧メーター使用量(+)	m <sup>3</sup>
	水道使用量	17 m <sup>3</sup>
下水道	水道分使用量	17 m <sup>3</sup>
	地下水・その他使用量(+)	m <sup>3</sup>
	下水道使用量	17 m <sup>3</sup>
	平成31年3月	平成31年4月
水道料金	1,500 円	1,740 円
下水道使用料	1,320 円	1,530 円
ご請求予定額	2,820 円	3,270 円
(このお知らせでは料金のお支払いはできません)		
検針日	2/25	検針員 佐藤
上下水道料金口座振替済通知書 (本通知に再振替分は含まれておりません)		
	平成30年12月	平成31年1月
水道料金	1,260 円	1,260 円
下水道使用料	1,120 円	1,120 円
合計金額	2,380 円	2,380 円
振替日		
上記金額をご指定の口座から振替させていただきます。 通帳の記載をもって領収と替えさせていただきます。		
名寄市水道事業 (裏面もご覧ください)		

水道メーター口径

2ヶ月分の水道使用量



上下水道料金のお知らせ		
お客様番号	□ 径	メーター番号
1234567000	13	5555
名寄市風連町		
名風 太郎		
水道	今回の指針	893 m <sup>3</sup>
	前回の指針(-)	876 m <sup>3</sup>
	旧メーター使用量(+)	m <sup>3</sup>
	水道使用量	17 m <sup>3</sup>
下水道	水道分使用量	17 m <sup>3</sup>
	地下水・その他使用量(+)	m <sup>3</sup>
	下水道使用量	17 m <sup>3</sup>
	平成31年7月	平成31年8月
水道料金	1,680 円	1,940 円
下水道使用料	1,320 円	1,530 円
ご請求予定額	3,000 円	3,470 円
(このお知らせでは料金のお支払いはできません)		
検針日	6/25	検針員 鈴木
上下水道料金口座振替済通知書 (本通知に再振替分は含まれておりません)		
	平成31年5月	平成31年6月
水道料金	1,370 円	1,370 円
下水道使用料	1,120 円	1,120 円
合計金額	2,490 円	2,490 円
振替日		
上記金額をご指定の口座から振替させていただきます。 通帳の記載をもって領収と替えさせていただきます。		
名寄市水道事業 (裏面もご覧ください)		

## 新旧料金簡易試算表(水道メーター口径 13 mmの場合)

旧料金《基本料金》792 円 《超過料金》237 円

新料金《基本料金》900 円 《超過料金》260 円

基本料金		792 円
超過料金	237 円	m <sup>3</sup> 円
計	(10 円未満切捨て)	円

基本料金		900 円
超過料金	260 円	m <sup>3</sup> 円
計	(10 円未満切捨て)	円

【超過料金の水量計算方法(2ヶ月検針の場合)】

水道使用量          m<sup>3</sup> - 2ヶ月分基本水量 1.0 m<sup>3</sup> ÷ 2 = 超過水量          m<sup>3</sup>※

※例えば、超過水量が 3.5 m<sup>3</sup> となった場合、翌月 3 m<sup>3</sup> と翌々月 4 m<sup>3</sup> で計算する。

